平成15年10月1日 機構規程第 154 号 平成20年9月11日 一部改正 平成21年7月31日 一部改正

測量作業標準示方書

平成 15 年 10 月

独立行政法人 鉄道建設·運輸施設整備支援機構

測量作業標準示方書

目 次

1	適	用	1	範	囲							•			 •		•		•		1
2	用	語	0)	意	義			•				•		•							1
3	提		出		等			•				•		•							1
4	主	任	技	術	者			•				•		•							1
5	打	合		せ	等			•				•									2
6	作	業	計	画	書							•									2
7	関係	系官	公庁	E~€	手続			•				•		•		•					2
8	地力	元関	係者	との	交渉	等															2
9	土地	也へ	の立	ち入	り等							•									3
10	成		果		物							•									3
11	機	密	0)	保	持							•									3
12	資	料	0)	貸	与							•									3
13	作	業(の委	长任	等							•									4
14	業	务力	ルテ	の作	成及	び	圣	<u></u>	録	:											4
附	Ę											•									4
添有	†資制	斗																			
桪	長式貧	第 1	号	建標	承諾	書															6
쉄	長式領	育 2	무	貸与	.品調	書															7

測量作業標準示方書

1 適用範囲

独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構(以下「機構」という。)が行う基準点 測量、地形測量・写真測量及び応用測量の実施については、法令その他別に定めるものの ほか、この示方書の定めるところによる。

- (注) 法令その他別に定めるものの主なものは、次のとおりとする。
 - ア 測量法 (昭和24年法律第188号)
 - イ 全国新幹線鉄道整備法(昭和45年法律第71号)
 - ウ 鉄道事業法 (昭和61年法律第92号)
 - 工 独立行政法人鉄道建設·運輸施設整備支援機構測量作業規程(平成 20 年 9 月 機構規程第 78 号)
 - 才 土木関係図面作成基準 (平成20年 鉄計調第2号)
 - カ 測量成果電子納品要領(案)(平成20年 鉄計調第6号)
 - キ 電子納品運用ガイドライン (案) 【測量編】(平成21年 鉄計調第1号)

2 用語の意義

この示方書における用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- ア 「監督員」とは、契約担当役から監督命令を受けた職員をいう。
- イ 「指示」とは、監督員が請負者に測量作業上必要な事項を書面をもって示し、実 施させることをいう。
- ウ 「承諾」とは、請負者があらかじめ書面で申し出た測量作業上必要な事項について、監督員が書面により同意することをいう。
- エ 「提出」とは、請負者が契約書により提出を求められている事項又は監督員の指示に基づいて必要な図書、資料等を監督員に差し出すことをいう。
- オ 「報告」とは、請負者が監督員に対し、測量作業等の遂行に係る事項について、 書面をもって知らせることをいう。
- カ 「立会」とは、監督員又はその指定する職員が作業の状態を確かめるため、請負 者と現場で立会うことをいう。

3 提 出 等

- (1) 契約書又はこの示方書で契約担当役に提出等を行うよう定められたものは、監督員を経由しなければならない。
- (2) 前号以外のものについては、監督員に提出しなければならない。

4 主任技術者

(1) 主任技術者は、測量法第49条の規定に従い登録された測量士であり、関係諸規程に精通するとともに、鉄道測量に相当な経験を有する者でなければならない。

(2) 主任技術者は、測量作業の実施中は、現場に常駐しなければならない。

5 打合せ等

- (1) 測量作業を適性かつ円滑に実施するため、主任技術者と監督員は常に密接な連絡を とり、測量作業の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その 都度主任技術者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。
- (2) 測量業務の着手時及び業務の区切りにおいて、主任技術者と監督員は打合せを行うものとし、その内容については、その都度主任技術者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。
- (3) 測量作業中に疑義を生じた場合又は測量作業に支障する事項が発生した場合は、主任技術者は速やかに監督員に報告し、指示又は立会いを受けなければならない。

6 作業計画書

- (1) 作業着手前に作業計画書を提出し、承諾を受けなければならない。作業計画書に記載する事項は次のとおりとする。
 - ア 作業概要(作業件名、作業量、作業地域、契約年月日、作業期間)
 - イ 実施方針
 - ウ 作業実施計画表
 - 工 作業組織計画(作業編成)
 - オ 打合せ計画
 - カ 成果品の内容、部数
 - キ 使用する主な図書及び規準
 - ク 使用する主な機器
 - コ 安全管理
 - サ 連絡体制 (緊急時を含む)
 - シーその他
- (2) 作業計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえ、その都度変更作業計画書を提出し、承諾を受けなければならない。
- (3) 監督員の指示した事項については、必要に応じさらに詳細な作業計画書に係る資料を提出しなければならない。

7 関係官公庁への手続

- (1) 測量業務の実施に当たっては、監督員が行う関係官公庁等への手続の際に協力しなければならない。また、請負者は、測量業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続が必要な場合は、速やかに行うものとする。
- (2) 請負者が関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督員に報告し協議するものとする。

8 地元関係者との交渉等

- (1) 地元関係者への説明、交渉等は、原則として監督員が行うものとするが、監督員の 指示がある場合にはこれに協力するものとする。これらの交渉に当たり請負者は地元 関係者に誠意をもって接しなければならない。
- (2) 測量業務の実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、原則として監督員の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。
- (3) 請負者が設計図書の定め、あるいは監督員の指示により地元関係者への説明、交渉を行う場合には、交渉等の内容を書面により随時、監督員に報告し、指示があれば従うものとする。
- (4) 測量業務の実施中に監督員が地元協議等を行い、その結果を条件として業務を実施 する場合には、設計図書に定めるところにより地元協議等に立会いするとともに、説 明資料及び記録の作成を行うものとする。

9 土地への立ち入り等

(1) 測量業務を実施するため、国有地、公有地又は私有地に立ち入る場合には、関係者と十分協調を保ち測量作業が円滑に進捗するように努めなければならない。また、土地立ち入り等に際しては、土地所有者、関係人等から非難を受けることのないよう特に言動に注意し、後続する作業に支障をきたすことのないよう留意しなければならない。

なお、やむを得ない理由により、現地への立ち入りが不可能となった場合には、ただちに監督員に報告し指示を受けなければならない。

- (2) 測量作業実施のため、植物伐採、かき、さく等の除去又は土地もしくは工作物を一時使用するときは、あらかじめ監督員と打合せのうえ、所有者の承諾を得て行わなければならない。
- (3) 土地の所有者、その他関係者に対する踏み荒らし並びに標識の設置及び伐開、作付 等の補償は、請負者が行わなければならない。ただし、異例なものについては、監督 員と打合せのうえ指示を受けなければならない。
- (4) 前号の標識の設置については、土地所有者から建標承諾書(様式1号)を得て、監督員に提出しなければならない。

10 成 果 物

成果物は、測量成果電子納品要領(案)等(以下「要領等」という。)に基づき提出しなければならない。「要領等」で特に記載のない項目については、監督員と協議のうえ、決定するものとする。

11 機密の保持

測量の目的、内容及び成果物については、部外に漏えいしてはならない。

12 資料の貸与

- (1) 貸与された資料は、紛失、盗難、及び汚損のないよう十分注意し、使用後は直ちに返却しなければならない。
- (2) 貸与する資料は、貸与品調書(様式2号)のとおりとする。

13 作業の委任等

作業の委任等に関しては、次の各号によるものとする。

- (1) 作業の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 契約書第7条第1項に規定する「設計図書において指定した部分」とは、測量業務 における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断をいう。
- (3) 作業の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、監督員の承諾を 得なければならない。ただし、計算処理、トレース、複写、印刷、製本などの技術的 判断を必要としない簡易な作業を委任し、又は請け負わせようとする場合は、監督員 に承諾を必要としない。

14 業務カルテの作成及び登録

請負者は、契約、完了時並びに技術者等の変更が生じた場合、10 日以内に財団法人日本建設情報総合センターが運営する「測量調査設計業務実績情報サービス (TECRIS)」に基づく「業務カルテ」を作成し監督員の確認を得た後に同センターに登録するとともに、同センター発行の「業務カルテ受領書」の写しを監督員に提出しなければならない。ただし、変更時と完了時の間が10 日に満たない場合は、変更時の登録を省略できるものとする。

なお、これに要する費用は、請負者の負担とする。

附 則

1 この達は平成15年10月1日から施行する。

附 則 (平成 20 年 9 月 11 日機構規程第 79 号)

(施行期日)

1 この規程は、平成20年9月11日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、現に業務外注手続き中のものについては、なお従前の例によることができる。

(特例業務の実施に伴う規程等の適用除外を定める規程の一部改正)

3 特例業務の実施に伴う規程等の適用除外を定める規程の一部を次のように改正する。 別表中「測量作業標準示方書(平成15年10月機構規程第154号)」を削除する。 附 則 (平成 21 年 7 月 31 日機構規程第 21 号)

(施行期日)

1 この規程は、平成21年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、現に業務外注手続き中のものについては、なお従前の例によることができる。

建標承諾書

事業件名

今般、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構起業の上記工事・作業のため、 私の所有する土地に下記の標識の埋設を承諾いたします。

平成 年 月 日

住 所

氏名 ①

所	在							
大	字	字	地	番	種	類	数	量

貸 与 品 調 書

品名	品質形状及び寸法	単位	数量	貸与・返納場所	摘	要